


東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金 交付申請書 添付書類チェックシート
 (「交付申請書」に添付する書類の内訳です。このチェックシートは交付申請書に添付してご提出ください)

令和6年度一体的導入補助用 (定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車充電設備)	
①	<input type="checkbox"/> 令和6年度東海市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書 (市指定様式) ⇒ 申請者に関する項目は申請者が自筆で記入してください。(訂正はできません)
②	<input type="checkbox"/> 対象設備設置概要書 (市指定様式)
③	<input type="checkbox"/> 対象設備設置予定場所の現況写真 ⇒ 申請時における、住宅の全景、設置予定場所が確認できるカラー写真を添付してください。 なお、新築住宅に設置する場合は、設置場所を記入した住宅の間取り図を添付してください。 ⇒ 対象設備設置済み住宅の場合、対象設備の現況が確認できるカラー写真を添付してください。(下記参照) 太陽光発電施設設置場所及び付帯設備の設置状況が確認できるカラー写真 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の設置後の現況を示すカラー写真 (設置状況及び設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの。) (モニターが起動している状態が確認できるもの。起動できない場合は実績報告時に提出してください。) 定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車充電設備の設置後の現況を示すカラー写真 (設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの。)
④	<input type="checkbox"/> 対象設備の工事請負契約書又は売買契約書 (工事請負契約書又は売買契約書がない場合は見積書) の写し ⇒ 新築住宅・対象設備設置に係る住宅・リフォームの工事請負契約書。 ⇒ 交付申請時に見積書の写しを提出された場合は、実績報告時に契約書の写しを提出する必要があります。
⑤	<input type="checkbox"/> 工事費内訳書 (市指定様式) ⇒ 対象設備の設置に要する費用を補助対象経費と補助対象外経費に分けて添付してください。
⑥	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設配置図 (太陽電池モジュール割付図) ⇒ 設置場所ごとのシステム配置図又は割付図を添付してください。
⑦	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設設置概要書 (市指定様式)
⑧	<input type="checkbox"/> 設置予定場所を示した地図 ⇒ 対象設備を設置する住宅について、周辺の道路区画の現況が分かる地図を添付してください。
⑨	<input type="checkbox"/> 市税完納証明書 (申請者について最新のもの・市指定様式) ⇒ (転入予定者も含め) あらかじめ収納課(市役所1階)で証明を受けてください。 (証明書の申請を他者に委任する場合は、代理人の住所、氏名を記入してください)
⑩	<input type="checkbox"/> 誓約書兼確認書 (市指定様式) ⇒ 補助対象者となる要件になりますので、申請者が自筆で誓約してください。(訂正はできません) ⇒ トラブル防止のための各項目を確認の上必ず申請者本人が回答してください。
⑪	<input type="checkbox"/> 口座振込申出書 (市指定様式) ⇒ 補助金の振込先口座は申請者本人名義に限ります。口座番号、支店名等に誤りがないよう注意してください。 ⇒ 市に登録できる口座はひとつだけです。登録済みの口座があれば、確認の上で提出してください。
⑫	<input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書 (申請者以外が所有する住宅に対象設備を設置される方のみの提出) (市指定様式) ⇒ 例: 親が所有している既存住宅に子どもが居住しており、子どもが対象設備を設置する場合に提出する必要があります。
⑬	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ⇒ 申請内容によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
 添付書類の不足や記載漏れがある場合や、消せるボールペン、修正液(修正テープ)等を使用した場合は申請を受理できません。(郵送やメールによる申請不可) すべての申請書類について、記載内容を訂正する場合は、必ず二重線で見え消しのうえ訂正してください。ただし、住所、氏名、金額は訂正できません。	

※申請の時期

- ・既存住宅に設置する場合 設置工事の着工予定日の14日前まで
- ・新築住宅に設置する場合 設置工事の工事完了予定日の14日前まで
- ・対象設備設置済み住宅の場合 当該住宅の所有権保存登記(又は所有権移転登記)予定日の14日前まで